

平成 23 年度文部科学省関係予算要望事項

(JDD ネット加盟団体毎の要望事項)

【正会員＝全国団体（10 団体分）】

I NPO法人 アスペ・エルデの会

理事長 山本 鋼志

愛知県名古屋市西区上小田井 2-187-201

1. 発達障害のある子を対象とした通級加配の人員の増員とその研修の充実
2. 小中学校および高校の通常の学級における特別支援教育体制の整備
3. 後期中等教育における発達障害のある生徒に対する支援体制の整備
4. 高専、大学等高等教育における発達障害のある学生に対する支援体制の整備
5. 幼稚園における適切な支援体制の整備・人材の育成
6. 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業の充実
7. 教員・スクールカウンセラーの専門性の向上と支援体制の整備
8. NPO・サポート校など学校外の関係機関との連携と活用
9. 中学、高等教育における職場実習を含めたキャリア教育との充実（ニート対策）
10. 実践的かつ有効な支援システムの構築のための厚生労働省等の関係省庁との連携

II NPO法人 えじそんくらぶ

代表 高山 恵子

埼玉県入間市豊岡 1-1-1-924

1. ADHD（傾向）のある子を対象とした通級加配の人員の増員とその研修の充実
2. 小中学校および高校の通常の学級における特別支援教育体制の整備
3. 家庭教育学級・公民館活動におけるADHD等、発達障害の理解啓発講座の充実
4. 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業の充実
5. 幼稚園における適切な支援体制の整備・人材の育成
6. 後期中等教育における発達障害のある生徒に対する支援体制の整備
7. 高専、大学等高等教育における発達障害のある学生に対する支援体制の整備
8. ADHD 等発達障害に対する、学校薬剤師・校医・養護教諭の医学的対応の研修の充実
9. 教員・スクールカウンセラーの専門性の向上と支援体制の整備
10. NPO・サポート校など学校外の関係機関との連携と活用
11. 中学、高等教育における職場実習を含めたキャリア教育との充実（ニート対策）
12. 実践的かつ有効な支援システムの構築のための厚生労働省等の関係省庁との連携

Ⅲ NPO法人 エッジ

代表 藤堂 栄子

東京都港区浜松町 1-20-2 村瀬ビル 3 階

1. ディスレクシアのある児童生徒に対して音声化した教科書を紙媒体の教科書とあわせて無償で給付
2. ディスレクシアのある子を対象とした通級加配の人員の増員とその研修の充実
3. 小中学校および高校の通常の学級における特別支援教育体制の整備
4. 特別支援教育支援員の養成と普及
5. PTAなどにおけるディスレクシア等、発達障害の理解啓発講座の充実
6. 後期中等教育における発達障害のある生徒に対する支援体制の整備
7. 大学等高等教育における発達障害のある学生に対する支援体制および支援器機の整備
8. 公立の学校以外に在籍、または不登校の発達障害を持つ児童生徒の支援体制の整備
9. 教員・スクールカウンセラーの専門性の向上と支援体制の整備
10. NPO・サポート校など学校外の関係機関との連携と活用
11. 中学、高等教育における職場実習を含めたキャリア教育との充実

Ⅳ NPO法人 全国LD親の会

理事長 内藤 孝子

東京都渋谷区代々木 2-26-5 バロール代々木 415

1. LD、ADHDを対象とした通級加配の人員を計画的に確保していくこと
2. 特別支援教室構想も含め、今後の特別支援教育の在り方について、抜本的な検討を行うこと
3. 子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進の充実
4. 後期中等教育における発達障害のある生徒に対する支援体制の充実、強化
5. 大学等の高等教育における発達障害のある学生に対する理解啓発、支援体制の整備
6. 大学入試、高校入試における発達障害のある受験者への配慮
7. 個別の教育支援計画の作成・活用の普及、義務付け
8. 教員の専門性の向上、教員への支援体制の整備
9. 学校外の人材・資源・資格等の活用
10. NPO や親の会等との連携・協力の強化、NPO や親の会等の育成・支援
11. LD、ディスレクシア等の視覚認知等に困難を持つ発達障害者が、個々の特性に合わせ多様な手段・手法・技術によりバリアフリー化された図書や教科書を無償かつ容易に利用できるよう、各種の支援手段・技術の開発、普及に取り組むこと

Ⅴ NPO法人 日本トゥレット協会

会長 高木 道人

東京都新宿区西早稲田 2-2-8 (福) 全国心身障害児福祉財団ビル 3F

1. 特別支援教育体制推進事業の拡充実施

広義の home schooling に関してもその概念と実際的な運用について、今よりも明確なものが必要だと考える。

VI 日本感覚統合学会

会長 土田 玲子

新潟県新潟市島見町 1398 新潟医療福祉大学 永井研究室内

1. 学校教育における発達障害児の教育を担う教員および学習支援員の基礎研修の充実

- ・ 基本理論として、感覚統合理論、コンサルテーション、S S T等各種専門理論の学習の機会の充実
- ・ 学校教育、特に通級、特別支援学級、特別支援学校等における感覚運動活動の充実（感覚統合理論の学校教育への応用的利用の充実）

2. 発達障害児に対する教育環境（物理的、社会的）整備の充実

- ・ 幼稚園、小、中学校、高等学校における通級教室、防音、少人数教室、プレールーム（感覚ルーム、リラクゼーションルーム）等の充実
- ・ 学校設備の充実：クッション、イアーマフ、パーテーション等、発達障害児が利用できる用具の整備
- ・ 教員が個別の教材を研究、制作、利用できるような教材リソースセンターの設置
- ・ 学習支援員等の人的支援の充実

VII 一般社団法人 日本臨床心理士会

会長 村瀬 嘉代子

東京都文京区本郷 2-40-14 山崎ビル 401

1. 特別支援学校を含むすべての小中高等学校にスクールカウンセラーを配置し、特別支援教育校内委員会に参加・協力できるようお願いいたします。

カウンセラーは背景に発達障害の潜在が推察される児童・生徒の多くの問題に関わっており、発達状況と環境を適切に査定し対応するために、校内委員会への参加が必要と考えます。

2. 市町村の就学時健診を視野に入れた幼稚園の巡回相談、幼稚園の保育カウンセラーによる「子どもの問題に困っている親」の相談等を充実させるために臨床心理職の活用をお願いいたします。

児童の一貫した発達支援のため幼稚園幼児指導要録が作成される流れにあります。気になる子どもを含める日常の保育の質の向上のために保育カウンセラー等の専門職による巡回支援が必要です。

3. 「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」の充実に際し、教育センター（教育相談室）の機能を活用してください。

市町村教育委員会の教育相談部門では、従前から診断・個別の相談・学校支援・巡回相談などを

行ってきており、教育相談室を同事業推進に活用してください。

VII 日本言語聴覚士協会

会長 深浦 順一

東京都新宿区新宿 2-5-16 霞ビル 801

1. 外部専門家による巡回指導における言語聴覚士の活用

発達障害児の言語聴覚機能やコミュニケーション機能の評価、訓練、相談等について、種々の支援の経験をもつ言語聴覚士を全国的規模で活用していただきたい。

2. 通級指導教室、特別支援学級における言語聴覚士の活用

発達障害児の中で一定の領域に顕著な障害（読み書き障害、特別な言語障害）が見られる場合、言語聴覚士による専門的な訓練や指導は重要である。また、発達障害と難聴、構音障害、吃音との合併も高頻度で見られ、言語障害学級ならびに難聴学級の充実と各教室・学級間の連携を要望する。

3. 教育センター、特別支援学校等における言語聴覚士の配置

教育センターや特別支援学校等に言語聴覚士を配置することで、個々の児童への指導および教員・保護者に対する助言、環境面の調整や医療・福祉機関との連携などのマネージメントを円滑に行うことができる。言語聴覚士の配置を制度化していただきたい。

4. 教員研修に係る言語聴覚士の活用

初任者研修、10年経験者研修をはじめとする教員研修において、特別支援教育分野の内容を多く取り入れると共に、研修の講師として、発達障害児支援の専門家である言語聴覚士の積極的な活用を図っていただきたい。

VIII 社団法人 日本作業療法士協会

会長 杉原 素子

東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸ビル

特別支援教育の推進に関わる専門職としての作業療法士の教育現場での積極的な活用について

1. 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業の充実に向けて

- 1) 乳幼児期から就労まで一貫した支援を行う「グランドモデル地域」の拡大
- 2) 外部専門家に作業療法士の積極的な活用を要望します。

2. 発達障害早期総合支援事業の充実に向けて

- 1) 早期総合モデル地域の拡大
- 2) 地域協議会委員に作業療法士の積極的な活用を要望します。

3. 幼稚園・保育園における適切な支援体制の整備に向けて

幼稚園・保育園に対する巡回相談及び専門家チームの派遣に際し作業療法士の積極的な活用を

要望します。

作業療法士は、遊びや遊具等の活動をとおして集団と個別に対する評価手法及び支援手段を持っており、小学校への移行に寄与することができる。

4. 小・中学校および通常の学級における特別支援教育体制の整備に向けて

1) 都道府県・政令指定都市の発達障害児者支援連携協議会と、市町村での発達障害児者支援連絡協議会及び発達障害児支援アドバイザー(仮称)に、作業療法士の積極的な活用を要望します。

2) 早急に対応し実施しなければならない個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に、作業療法士の積極的な活用を要望します。

3) 特別支援学校等の指導方法の充実のために、作業療法士の積極的な活用を要望します。

5. 高等学校における発達障害支援モデルの拡大に向けて

ソーシャルスキル・就労支援に必要な職業適性・職場環境等の支援技術を持っている作業療法士の積極的な活用を要望します。

6. 特別支援教育支援員への作業療法士の活用に向けて

作業療法教育課程において発達障害に関する十分な専門知識と技術を有しており、教育上の支援を必要とする児童生徒に対して、障害による困難を克服する支援が可能である。例えば、学校教育活動上の日常生活介助や学習活動のサポートなど。

X 一般社団法人 日本LD学会

理事長 上野 一彦

栃木県宇都宮市桜 3-1-6 吉田ビル 2F

- 就学前における「発達障害」のある児童の早期の気づきと対応に関する特別支援教育(保育)施策の充実
 - ・園内(校内)委員会への専門家の派遣など、アドバイザー制度の実施
 - ・専門的な地域コーディネーターの配置
 - ・特別支援教育(保育)支援員の配置
- 義務教育段階における「発達障害」のある児童生徒の対応に関する特別支援教育体制施策の継続と充実
 - ・通常の学級環境での「発達障害」のある児童生徒の効果的指導のための教員加配など専門的スタッフの充実
 - ・「通級による指導」の対象となる児童生徒の増加に対応する効果的な専門教員の配置
 - ・特別支援教育支援員の確保と質の向上のための支援事業への援助
- 高等学校段階における「発達障害」のある生徒に対する特別支援教育体制施策の充実
 - ・「通級による指導」体制の導入、および専門教員の巡回相談・指導体制の実施、特別支援教育支援員の配置
 - ・「発達障害」のあるギフテッド(全体もしくは部分的に非常に高い能力をもつ)生徒への理解推進と効果的な指導のための研究支援
- 高等教育における特別支援教育の拡張施策の検討
 - ・大学等における「発達障害」のある学生の実態調査と支援施策の検討

・高等教育における入試や授業における特別措置に関する研究支援

以上